

令和8年度茨木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金募集要領

1 協議について

- ・ 厚生労働省から例年2回の協議開始通知があります（第一次協議：3月下旬～4月ごろ・第二次協議：12月ごろ。協議の時期や回数は変更される場合があります）。
- ・ 協議開始は市ホームページ等でお知らせしますので、期限までに必要書類を提出してください。
- ・ 国との協議結果や本市の予算状況により、補助を受けられない場合もあります。
- ・ 第二次協議は、予算の都合等により実施しない場合もあります。
- ・ 毎年9月ごろに、翌年度の補助金申請についての意向調査を行います。**申請多数の場合は、前年度の意向調査に回答のあった事業者の申請を優先して採択しますので、予めご了承ください。**

2 補助対象事業

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（ただし、**非常用自家発電設備を整備する事業に限る**）

3 補助対象事業所

- (1) 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）
- (2) 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養・ミニ特）
※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、補助金額の按分が必要です。
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 協議単価等

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」をご確認ください。
（※整理表は更新される場合があります。必ず最新のものをご確認ください。）

5 注意事項

設備の選定及び整備、維持管理にあたっては、以下の条件を満たすこと。

【非常用自家発電施設整備】

- ・ 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
（平時を含めた使用が想定される設備（例：太陽光発電システム等）および可搬型ポータブルの設備で施設に設置する工事が伴わない場合は対象外）
- ・ 電気、ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ・ 燃料の使用や保管場所については、消防法等の関連法令を遵守すること。
- ・ 設置場所について、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

- ・ 設置した非常用設備の耐震性が確保されていること。
- ・ 設備の仕様および法令で必要な試運転や定期点検等の保守を必ず行うこと。
- ・ 避難確保計画や業務継続計画（BCP）を策定し、非常用自家発電設備の設置を前提とした運用を行うこと。
- ・ 第一次協議については年度内、第二次協議については別途指定する期限内に整備を完了すること。（期限内に整備が完了しない場合は補助金が支出できません）
- ・ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市の行う契約手続きの取扱いを順守すること。（別途書類で確認します）
- ・ 土地・建物が運営法人の自己所有であり、抵当権が付されていないこと。
※抵当権がある場合は、その内容・金額等について確認します。

6 提出書類

- (1) 事前協議書（様式第1号）
- (2) 土地および建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 非常用自家発電設備の設置補助申請にかかるチェックリスト
- (4) 見積書（2社以上の工事請負業者のもの）
- (5) 平面図、建物配置図、写真等（現況及び改修箇所がわかるもの）
※同一建物に複数施設がある場合は、各専有面積がわかるようにしてください
- (6) 設置予定の発電設備の能力・外観がわかる書類（パンフレットなど）
- (7) 発電設備の耐震性が確保されていることがわかる書類（計算書など）
※(4)～(7)の様式は問いません。
※このほか、別途必要書類を指示する場合があります。
※「耐震性が確保できていることがわかる書類」は、契約書案やアンカーボルト計算書を想定しておりますが、その他、耐震性の確保された整備がされることを担保する資料を含みます。

7 提出期限・提出先

- ・ 提出期限：国からの募集通知がありましたら別途ご案内します。
- ・ 提出先：茨木市役所 長寿介護課 管理係（本館2階 14-②窓口）

8 補助金等を受けて取得した財産について（目的外使用・売買・譲渡・貸付等）

- ・ 補助を受けた事業に関しては、財産処分の制限等の条件が付されます。処分制限期間を経過せずに財産処分を行う場合、交付金の返還が必要です。
- ・ 目的外使用・売買・譲渡・貸付等を行う場合は、事前に承認が必要です。

9 補助金額の按分について

同一建物に複数のサービス事業所を併設している場合、補助金額は補助対象外の事業所の面積に応じて按分されます。（例：特養併設のショートステイ）

該当する場合は、各施設の事業所が占有している面積がわかる書類も必要です。

10 備考

「茨木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱」もご確認ください。